

神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱</p> <p>第1条～第18条（略）</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年6月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年9月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年10月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年1月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和3年2月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u></p> <p>別表1（略）</p>	<p>神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱</p> <p>第1条～第18条（略）</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年6月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年9月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年10月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年1月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p> <p>別表1（略）</p>

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1) (略)	(略)	(略)
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ① 協力医療機関 <ul style="list-style-type: none"> ・ 稼働病床の病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり 301,000 円/日 HCU 1床当たり 211,000 円/日 上記以外の病床 1床当たり 52,000 円/日 ・ 休止病床の病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり 301,000 円/日 HCU 1床当たり 211,000 円/日 療養病床 1床当たり 16,000 円/日 上記以外の病床 1床当たり 52,000 円/日 	<p>賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金、往診等に要する経費、病床確保料</p> <p>※ 病床確保料については、医療機関</p>

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1) (略)	(略)	(略)
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ① 協力医療機関 <ul style="list-style-type: none"> ・ 稼働病床の病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり 301,000 円/日 HCU 1床当たり 211,000 円/日 上記以外の病床 1床当たり 52,000 円/日 ・ 休止病床の病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり 301,000 円/日 HCU 1床当たり 211,000 円/日 療養病床 1床当たり 16,000 円/日 上記以外の病床 1床当たり 52,000 円/日 	<p>賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金、往診等に要する経費、病床確保料</p> <p>※ 病床確保料については、医療機関</p>

	<p>②その他知事が認める者 ICU内の病床を確保する場合 1床当たり 97,000 円/日 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 1床当たり 41,000 円/日 上記以外の場合 1床当たり 16,000 円/日</p> <p>※<u>新型コロナウイルス感染症患者の受入病床が逼迫する中で、県の確保病床の選択肢を広げる観点から、県から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床として割り当てられた療養病床については、令和3年1月13日から、一般病床とみなして、病床確保料の対象とする（補助上限額は上記と同じ）。療養病床を休止病床とする場合の病床確保料の上限額は1床当たり 16,000 円/日とする。</u></p> <p>・ 宿泊施設借上げ費の室料 1室当たり 13,100 円/日</p>	<p>の病床確保に係る経費及び患者退院後の消毒経費等に相当する額</p>		<p>②その他知事が認める者 ICU内の病床を確保する場合 1床当たり 97,000 円/日 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 1床当たり 41,000 円/日 上記以外の場合 1床当たり 16,000 円/日</p> <p>・ 宿泊施設借上げ費の室料 1室当たり 13,100 円/日</p> <p>・ 食費 1食当たり 1,500 円 (飲料代及び配送費は除く) 1日当たり 4,500 円 (飲料代及び配送費は除く)</p>	<p>の病床確保に係る経費及び患者退院後の消毒経費等に相当する額</p>
--	--	--------------------------------------	--	---	--------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・食費 1食当たり 1,500円 (飲料代及び配送費は除く) 1日当たり 4,500円 (飲料代及び配送費は除く) 				
(3)～(13) (略)	(略)	(略)	(3)～(13) (略)	(略)	(略)
<p>(注1) 簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。</p> <p>(注2) 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造を持ち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。</p>			<p>(注1) 簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。</p> <p>(注2) 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造を持ち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。</p>		

神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第2条 補助の対象とする事業は、令和2年6月25日医政発0625号第6号・健発0625第6号、薬生発0625第9号厚生労働省医政局長、健康局長及び医薬・生活衛生局長連名通知の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」に基づき、別表1の第1欄に定める事業区分ごとに第2欄に定める実施主体が行う事業のうち、第3条に定める事業実施計画に記載されたものとする。

（事業実施計画の作成及び提出）

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した第1号様式による事業実施計画を作成し、補助の申請に際して、当該計画を知事に提出するものとする。

- (1) 事業実施計画を作成する者の名称
- (2) 実施する事業の概要及び必要な経費
- (3) その他必要な事項

（申請手続）

第4条 補助金の新規交付申請及び変更交付申請は、補助金の交付を受けようとする者が、第2号様式による申請書に、事業実施計画その他の関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助額の算出方法等)

第5条 補助額は、次により算定する。

- (1) 別表1の第1欄に定める事業区分ごとに、第2欄に定める実施主体に対し、別表2の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(交付基本額)を交付する。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書及び変更交付決定通知書を申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知書に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請の取り下げをしようとする補助事業者は、前条の通知のあった日から10日以内に第3号様式による届出書を知事に提出しなければならない。

(暴力団排除)

第8条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警

察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報や神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第9条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 知事が適切と認めた法人格を有する団体等への補助金の交付の決定には、次の条件を付する。

ア 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

ウ 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

エ 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下、「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

カ 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第7号様式によりすみやかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない（補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行

っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。)

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

ク 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

また、補助事業者が法人その他の団体である場合であって、証拠書類の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類を引き継がなければならない。

ケ 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならない。

コ 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。

サ その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(2) 市町村への補助金の交付の決定には、次の条件を付する。

ア 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

ウ 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

エ 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

オ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

カ 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了

後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第7号様式によりすみやかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

ク 補助金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第6号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ケ 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならない。

コ 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。

サ その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

シ 市町村が適切と認める法人格を有する団体等に間接補助金を交付する場合には、市町村は以下の条件を付さなければならない。

(ア) 本号アからキまでに掲げる条件

この場合において、アからウ、オ及びキの規定中「知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と、「第7号様式」とあるのは「市町村が別に定める様式」と、エ中「50万円」とあるのは「30万円」と、「知事の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、エ及びキ中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(イ) 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管し

ておかなければならない。

ス 県が付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(変更の承認)

第 10 条 補助事業者は、前条第 1 号アからイ及び第 2 号アからイに規定する補助事業の内容を変更し、中止し又は廃止しようとするときは、第 4 号様式による変更(中止、廃止)承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の実施状況に関し、第 5 号様式による実施状況報告書を知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、第 6 号様式による実績報告書に必要な書類を添えて、事業完了の日から起算して 1 月を経過した日(第 10 条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 1 月を経過した日)又は翌年度 4 月 9 日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 条 知事は、補助事業の完了又は中止等に係る前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、前項の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(補助金の支払)

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部について概算払いすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、第8号様式による補助金支払請求書を知事に提出しなければならない。

(財産処分の承認)

第15条 財産の処分の承認については、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」によるものとする。

(書類の提出部数)

第16条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は2部とする。

(届出事項)

第17条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

(実施期間)

第18条 実施期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、別表の感染症検査機関等設備整備事業のうち、全自動化学発光酵素免疫測定装置の整備については、令和2年6月25日から令和3年3月31日までを実施期間とする。

附 則

この要綱は、令和2年6月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表 1

事業区分	実施者
(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	1 政令市 (地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。)
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業	<軽症者等の自宅療養及び宿泊療養に係る経費> 1 政令市 <病床確保料> 2 神奈川モデル認定医療機関(注1)のうち事業区分(8)に該当しない者(注2) 3 その他知事が認める者 <上記以外の経費> 4 神奈川モデル認定医療機関 5 その他知事が認める者
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	1 神奈川モデル認定医療機関 2 その他知事が認める者
(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業	1 帰国者・接触者外来 2 発熱診療等医療機関(注3)
(5) 感染症検査機関等設備整備事業	1 政令市 2 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関(都道府県等を除く機関) ※ 2に該当する機関は、県等から感染症法に基づく行政検査の依頼があった場合に、迅速かつ確実に検査を実施できる体制を確保すること。
(6) 感染症対策専門家派遣等事業	1 政令市
(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	1 市町村 2 その他知事が認める者
(8) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	1 神奈川モデル認定医療機関のうち次に掲げる者(注2) (1) 高度医療機関 (2) 重点医療機関 (3) 重点医療機関協力病院(県認定要綱第5条第2項第5号に該当する協力病院A) 2 その他知事が認める者
(9) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	1 市町村 2 疑い患者を診療する医療機関として県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う機関
(10) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業	1 市町村 2 その他知事が認める者
(11) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業	1 市町村 2 その他知事が認める者(注4)

別表 1

事業区分	実施者
(12) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	1 市町村 2 その他知事が認める者（注5）
(13) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	1 神奈川モデル認定医療機関のうち次に掲げる者（注2） (1) 高度医療機関 (2) 重点医療機関 (3) 重点医療機関協力病院（県認定要綱第5条第2項第5号に該当する協力病院A） 2 その他知事が認める者（注6）

(注1) 神奈川モデル医療機関認定要綱第5条第1項により認定された医療機関をいう。

(注2) 別添「『神奈川モデル』における重点医療機関等に係る国の指定要件との関係整理について」を参照のこと。

(注3) 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき県が指定した発熱診療等医療機関

(注4) 新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）し診療が行うことができなくなった医師又は薬剤師が勤務する医療機関・薬局において代わりに診療等に従事するため、医師又は薬剤師の派遣を行う医療機関・薬局。ただし、派遣先となる薬局については、日常生活圏域（具体的には中学校区）に1件のみ所在する薬局を対象とする。

(注5) 新型コロナウイルス感染により、休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関・薬局。ただし、支援対象となる薬局については、日常生活圏域（具体的には中学校区）に1件のみ所在する薬局を対象とする。

(注6) 体外式膜型人工肺や人工呼吸器等を用いて新型コロナウイルス感染症の重症患者等への高度な医療を提供する医療機関

「神奈川モデル」における重点医療機関等に係る国の指定要件との関係整理について

令和2年10月29日改訂

1 概要

神奈川県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた医療体制「神奈川モデル」を定め、医療機関間の役割分担及び相互連携による医療提供体制を全国に先駆けて構築してきた。

具体的には、令和2年4月1日付けで「神奈川モデル医療機関認定要綱」（以下「県認定要綱」という。）を定め、各医療機関の役割を認定してきたところである。

一方、国では、令和2年6月16日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」により、重点医療機関等の指定要件を定め、その後、令和2年9月15日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「『新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について』の改正について」（以下「国事務連絡」という。）により改正を行った。

このため、県認定要綱と国事務連絡との関係を改めて整理する。

2 定義

- (1) 神奈川モデル重点医療機関等 県認定要綱第2条に定める高度医療機関、第3条に定める重点医療機関及び次項に定める神奈川モデル協力病院A
- (2) 神奈川モデル協力病院A 県認定要綱第4条に定める重点医療機関協力病院のうち同条第2項第1号、第2号及び第5号に該当する医療機関
- (3) 神奈川モデル協力病院B 県認定要綱第4条に定める重点医療機関協力病院のうち同条第2項第3号及び第4号に該当する医療機関
- (4) 国の重点医療機関 国事務連絡の別紙1「新型コロナウイルス感染症重点医療機関について」に定める指定要件（施設要件、受入患者に関する要件、機能要件等）に合致する医療機関
- (5) 国の協力医療機関 国事務連絡の別紙2「新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」に定める指定要件（施設要件、受入患者に関する要件、機能要件等）に合致する医療機関

3 国の指定要件との関係（事業区分(2)、(3)、(8)及び(13)との関係）

- (1) 神奈川モデル重点医療機関等については、国の重点医療機関の指定要件に合致していれば、県が神奈川モデル重点医療機関等に認定した日に遡って国の重点医療機関に指定したものとする。（ただし、協力病院Aについては、県認定要綱第5条第2項第5号に該当する医療機関）

この場合、神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱（以下「県交付要綱」という。）別表1に定める事業区分(2)のうち消毒及び医療従事

者の宿泊施設確保等、(3)、(8)並びに(13)の実施者となることができる。

なお、病床確保料については、国事務連絡別添にある「重点医療機関である特定機能病院等」または「重点医療機関である一般病院」の上限額を適用する。

- (2) 神奈川モデル協力病院Aのうち疑い患者の受入れを行う医療機関（県認定要綱第5条第2項第1号または第2号に該当）については、国の協力医療機関の指定要件に合致していれば、県が神奈川モデル協力病院Aに認定した日に遡って国の協力医療機関に指定したものとする。

この場合、県交付要綱別表1に定める事業区分(2)のうち病床確保料、消毒及び医療従事者の宿泊施設確保等並びに(3)の実施者となることができる。

なお、病床確保料については、国事務連絡別添にある「協力医療機関」の上限額を適用する。

- (3) 神奈川モデル協力病院Bについては、県交付要綱別表1に定める事業区分(2)のうち病床確保料、消毒及び医療従事者の宿泊施設確保等並びに(3)の実施者となることができる。

ただし、病床確保の対象となる病床は、新型コロナウイルス感染症患者等の入院のため、あらかじめ県の要請により確保した病床とし、病床確保料については、国の令和2年6月16日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」の「新型コロナウイルス感染症対策事業」病床確保料の上限額を適用する。

- (4) 神奈川モデル重点医療機関等で、国の重点医療機関の指定要件に合致しないが、新型コロナウイルス感染症患者に高度な医療を提供する医療機関については、県交付要綱別表1に定める事業区分(13)の実施者となることができる。

なお、高度な医療を提供する医療機関とは、体外式膜型人工肺や人工呼吸器を用いて新型コロナウイルス感染症の重症患者等の治療を行う医療機関であって、整備対象設備を組み合わせる様々な容態の患者に対して効果的な治療を行う医療機関を指す。

(参考) 国の重点医療機関の主な指定要件

施設要件	<p>(1) 病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者あるいは疑い患者用の病床確保を行っていること。</p> <p>※ 看護体制の1単位をもって病棟として取り扱う。病棟単位の考え方は診療報酬上の考え方に依拠する。</p> <p>ただし、ICU病床内などで看護単位を分けることが困難な場合、1看護単位を日ごとのシフト調整により「新型コロナ患者対応」と「一般患者対応」などに分割し、同日中に陽性又は疑い患者と一般患者を診療しない体制であっても要件に該当する。</p> <p>(2) 確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症患者あるいは疑い患者用の病床は、療養病床ではないこと。なお、療養病床の設備を利用して受入体制を確保する場合</p>
------	--

	には、一般病床に病床種別を変更し、受け入れること。
受入患者 (確定患者又は疑い患者)に関する要件	(1) 既に PCR 検査又は抗原検査で陽性と確定している患者 (2) 都道府県からの要請に基づき受入れを行っている、新型コロナウイルスに感染している恐れがあると医師が認めた、入院医療が必要な患者(新型コロナウイルス感染症疑い患者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の疑似症の届け出が出されているものに限る。)
機能要件	都道府県に対してあらかじめ日々の対象となる患者の受入可能数と最大受入可能数を示し、都道府県調整本部から入院患者受け入れ要請があった場合、原則速やかに受け入れること。
報告事項	重点医療機関の管理者(代理の者)は重点医療機関として指定されている期間中は、毎日 G-MIS 及び HER-SYS に空床数や患者の重症度等の入力を行うこと。

(参考) 国の協力医療機関の主な指定要件

施設要件	(1) 新型コロナウイルス感染症疑い患者専用の個室を設定して、新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れるための病床を確保していること。 (2) 確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。 (3) 新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れるための病床は、個室であり、トイレやシャワーなど他の患者と独立した動線であること。 (4) 新型コロナウイルス感染症疑い患者に対して必要な検体採取が行えること。 (5) 新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れるための病床は、療養病床ではないこと。なお、療養病床の設備を利用して受入体制を確保する場合には、一般病床に病床種別を変更し、受け入れること。
受入患者 (疑い患者)に関する要件	都道府県からの要請に基づき受入れを行っている、新型コロナウイルスに感染している恐れがあると医師が認めた、入院医療が必要な患者(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の疑似症の届け出が出されているものに限る。)
機能要件	都道府県に対してあらかじめ日々の対象となる患者の受入可能数と最大受入可能数を示し、都道府県調整本部から入院患者受け入れ要請があった場合、原則速やかに受け入れること。
報告事項	協力医療機関の管理者(代理の者)は協力医療機関として指定されている期間中は、毎日 G-MIS 及び HER-SYS に空床数や患者の重症度等の入力を行うこと。

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ① 協力医療機関 <ul style="list-style-type: none"> ・ 稼働病床の病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり301,000円/日 HCU 1床当たり211,000円/日 上記以外の病床 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり52,000円/日 ・ 休止病床の病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり301,000円/日 HCU 1床当たり211,000円/日 療養病床 1床当たり16,000円/日 上記以外の病床 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり52,000円/日 ② その他知事が認める者 <ul style="list-style-type: none"> ICU内の病床を確保する場合 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり97,000円/日 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり41,000円/日 上記以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり16,000円/日 <p>※ 新型コロナウイルス感染症患者の受入病床が逼迫する中で、県の確保病床の選択肢を広げる観点から、県から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床として割り当てられた療養病床については、令和3年1月13日から、一般病床とみなして、病床確保料の対象とする（補助上限額は上記と同じ）。療養病床を休止病床とする場合の病床確保料の上限額は1床当たり16,000円/日とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設借上げ費の室料 <ul style="list-style-type: none"> 1室当たり13,100円/日 ・ 食費 1食当たり1,500円 (飲料代及び配送費は除く) 1日当たり4,500円 (飲料代及び配送費は除く) 	<p>賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金、往診等に要する経費、病床確保料</p> <p>※ 病床確保料については、医療機関の病床確保に係る経費及び患者退院後の消毒経費等に相当する額</p>

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・初度設備費 1床当たり 133,000円 ・人工呼吸器及び付帯する備品 1台当たり 5,000,000円 ・个人防护具 1人当たり 3,600円 ・簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000円 ・簡易ベッド 1台当たり 51,400円 ・体外式膜型人工肺及び付帯する備品 1台当たり21,000,000円 ・簡易病室 ^(注1) 及び付帯する備品 実費相当額	初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品費)、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る) 1施設当たり 905,000円 ・HEPAフィルター付パーテーション 1台当たり 205,000円 ・个人防护具 1人当たり 3,600円 ・簡易ベッド 1台当たり 51,400円 ・簡易診療室 ^(注2) 及び付帯する備品 実費相当額	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(5) 感染症検査機関等設備整備事業	知事が必要と認めた額	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(6) 感染症対策専門家派遣等事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、時間外勤務手当、特殊勤務手当、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・医師 1人1時間当たり7,550円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり2,760円 (令和2年12月14日以降に重点医療機関に派遣する場合) ・医師 1人1時間当たり15,100円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり5,520円 ※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費(保険料)、委託料、補助及び交付金

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
<p>(8) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <p>①重点医療機関である特定機能病院等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼働病床の病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり436,000円/日 HCU 1床当たり211,000円/日 上記以外の病床 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり74,000円/日 ・休止病床の病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり436,000円/日 HCU 1床当たり211,000円/日 療養病床 1床当たり16,000円/日 上記以外の病床 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり74,000円/日 <p>※特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。</p> <p>②重点医療機関である一般病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼働病床の病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり301,000円/日 HCU 1床当たり211,000円/日 上記以外の病床 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり71,000円/日 ・休止病床の病床確保料 <ul style="list-style-type: none"> ICU 1床当たり301,000円/日 HCU 1床当たり211,000円/日 療養病床 1床当たり16,000円/日 上記以外の病床 <ul style="list-style-type: none"> 1床当たり71,000円/日 	<p>委託料、補助及び交付金、病床確保料</p>

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
<p>(9) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】 (設備整備等事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初度設備費 1床当たり133,000円 ・個人防護具 1人当たり3,600円 ・簡易陰圧装置 1床当たり4,320,000円 ・簡易ベッド 1台当たり51,400円 ・簡易診療室^(注2)及び付帯する備品 実費相当額 ・HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。) 1施設当たり905,000円 ・HEPAフィルター付パーテーション 1台当たり205,000円 ・消毒経費 実費相当額 ・救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品 1施設当たり300,000円 ・周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器 1台当たり1,500,000円 <p>(支援金支給事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・99床以下の医療機関 20,000,000円 ・100床以上の医療機関 30,000,000円 ・以降100床ごとに10,000,000円を上限額に加算 <p>新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関には、上限額に10,000,000円を加算</p>	<p>賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(10) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】 (医療チーム派遣経費) ・医師 1人1時間当たり7,550円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり2,760円 ・業務調整員 1人1時間当たり1,560円</p> <p>(令和2年12月14日以降に重点医療機関に派遣する場合) ・医師 1人1時間当たり15,100円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり5,520円 ・業務調整員 1人1時間当たり3,120円</p> <p>※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。</p> <p>(医療チーム活動費) 実費相当額 ※医療チームの活動費とは、個人防護具、医薬品、医療用消耗品、一般消耗品の購入など、医療チームが新型コロナウイルス感染症患者に対応するために必要な費用をいう。</p>	<p>賃金、報酬、謝金、旅費、需用費(消耗品費、材料費、燃料費、食糧費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、補助及び交付金</p>
(11) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】 ・医師 1人1時間当たり7,550円 ・薬剤師 1人1時間当たり2,760円</p> <p>(令和2年12月14日以降に重点医療機関に派遣する場合) ・医師 1人1時間当たり15,100円 ・薬剤師 1人1時間当たり5,520円</p> <p>※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。</p>	<p>賃金、報酬、謝金、旅費、役務費(保険料)、委託料、補助及び交付金</p>
(12) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】 ・HEPAフィルター付空気清浄機 購入額の1/2(事業者負担が1/2) ※購入額の上限は1台当たり905,000円 ※1施設当たりの上限は2台(但し薬局については1台)</p> <p>・消毒費用等 総事業費の1/2(事業者負担が1/2) ※総事業費の上限は1施設当たり600,000円</p>	<p>需用費(消耗品費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(13) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・超音波画像診断装置 1台あたり 11,000,000円 ・血液浄化装置 1台あたり 6,600,000円 ・気管支鏡 1台あたり 5,500,000円 ・CT撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む） 1台あたり 66,000,000円 ・生体情報モニタ 1台あたり 1,100,000円 ・分娩監視装置 1台あたり 2,200,000円 ・新生児モニタ 1台あたり 1,100,000円	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金

（注1）簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。

（注2）簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。